

市民後見推進事業の概要

市区町名	新宿区
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：新宿区社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人養成基礎講習、フォローアップ研修の実施</p>
事業内容	<p>《市民後見人養成基礎講習》</p> <p>(対象及び人数)</p> <p>次号のすべてに該当する方、20名程度を公募</p> <p>(1) 区内在住、在学、在勤又は区内において高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績がある方、(2) 成年後見制度に理解があり、市民後見人としての活動に熱意のある方、(3) 市民後見人としての活動が可能な方(概ね65歳以下の方)</p> <p>(講習内容)</p> <p>成年後見制度の基本理念、対象者理解(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者)、実際の成年後見活動、対人援助、各種諸制度と社会資源の知識 など</p> <p>《フォローアップ研修の実施》</p> <p>東京都後見人等候補者養成事業基礎講習修了者を、新宿区登録後見活動メンバーとして受け入れ、市民後見人として活動できるようフォローアップ研修を実施</p> <p>(研修内容)</p> <p>介護保険、生活保護等区制度、遺言、後見人の倫理など後見活動に必要な知識、既に受任しているケースについての事例検討、高齢・障害などの区内施設見学 等</p>
事業スケジュール(予定を含む)	<p>《市民後見人養成基礎講習》</p> <p>平成26年11月から平成27年1月まで(全6回)</p> <p>《フォローアップ研修の実施》</p> <p>平成26年5月から平成27年3月まで(月1回程度 計8回)</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	新宿区
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>-----</p> <p>委託先名：</p> <p>-----</p> <p>委託内容：</p>
事業内容	<p>《「新宿区成年後見事例検討会」の設置》 (構成メンバー) 弁護士 1 名、司法書士 1 名、社会福祉士 1 名、行政職 6 名</p> <p>(検討内容) 成年後見制度等による支援に関すること 市民後見人活用に関すること 後見業務についての協議及び報告 その他、委員長が特に必要と認めるもの 等</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>27 年 1 月 平成 26 年度第 1 回事例検討会の開催 下記①～③の内容を基本として、開催時期は年度の必要に応じて随時開催することとしている。</p> <p>① 市民後見人が受任する事例の選定及び制度の活用等に関する協議 ② 区長申立て事例等の報告 ③ 新宿区社会貢献型後見人等候補者の活用に関するガイドラインの運用に関すること</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	新宿区
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：新宿区社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：専門家バックアップ体制の構築</p>
事業内容	<p>《機関支援弁護士の配置による相談支援》 随時、市民後見人及び監督人である社協から疑問点について尋ねることができる体制をとっている。 (相談内容) 市民後見活動（財産管理・身上監護）における法律上の助言。</p> <p>《機関支援弁護士の来所による指導》 2か月に1回、機関支援弁護士が来所し監督業務への指導を受ける。 (指導内容) ① 市民後見人の活動及び監督業務の適切性を記録閲覧及び口頭にて確認。 ② 不適切な部分への指導及び疑問点の確認。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>《機関支援弁護士の配置による相談》 随時。電話、メールなど。</p> <p>《機関支援弁護士の来所による指導》 2か月に1回。</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	新宿区
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：新宿区社会福祉協議会</p> <p>委託内容：受任者連絡会・後見人交流会の開催</p>
事業内容	<p>《受任者連絡会》 平成 26 年 12 月現在、新宿区では 8 名（9 件）の市民後見人受任者がいる。この受任者を対象に 1～2 ヶ月に 1 回、受任者連絡会を開催している。 (構成メンバー) 連絡会の内容に応じて、関係者が参加。 (内容) 26 年度は、新宿区成年後見センターで専門相談を担当する専門職後見人（司法書士、社会福祉士）と全受任者との個別面接を行い、後見活動の振り返りと、専門職からのアドバイスを受ける機会を設けた。</p> <p>《後見人交流会》 (構成メンバー) 交流会の内容に応じて、関係者が参加。 (内容) 受任ケースの報告並びに市民後見活動に際する悩みを分かちあい、不安を解消すると共に、新宿としてどう市民後見活動を展開していくかの共通認識を持つ場や市民後見人が他の専門職後見人、親族後見人と交流し、互いの後見活動を研鑽しあう場として後見人交流会を実施している。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>《受任者連絡会》 1～2 ヶ月に 1 回開催。</p> <p>《後見人交流会》 8 月 後見人が知り合うカフェ 9 月 親族後見人交流会 10 月 後見人が知り合うカフェ 2 月 後見人が知り合うカフェ（予定） 3 月 親族後見人交流会（予定）</p>
備 考	